

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第 2 回）への意見

2019.10.15

高村ゆかり（東京大学）

先に決まっておりました用務のため 10 月 15 日開催の委員会に出席することができませんため、次の通り意見を提出いたします。

◎資料 1「競争電源に係る制度のあり方」について

・スライド 23 にある「市場への統合に向けた環境整備についての基本的な考え方（案）」について、基本的に異論はない。 前回委員会への意見で申しあげたように、再生可能エネルギー（再エネ）の主力電源化に向けては、発電コストの低減をはかりつつ、着実にその導入を拡大していくことが必要である。市場統合が再エネ投資の追加的なリスクとなり、その結果発電コストの低減を妨げるおそれもありうることに留意して、市場統合を促す措置をとりつつ、全体として投資リスクを低減する事業環境整備をさらに進めること、また、市場統合への移行を促すための措置・環境整備を行うことが必要と考える。

(1) (a) kWh 価値について

・再エネ発電事業者が市場に直売するのに、実際上（実務上）の障壁や課題がないかについても確認・検討すべきである。 例えば、JEPX において再エネ電気を販売する際の市場参加の資格要件、市場販売にあたっての会費などの費用負担の制度などの現状¹を確認のうえ、それをふまえて、特に中小規模の再エネ発電事業者の直接販売の可否、開始時期、移行措置などを検討する必要がある。場合によっては JEPX への参加の資格要件、費用負担などの制度について新たな対応が必要となりうることも念頭において検討する必要がある（この点は、インバランスにも多少かかわる検討事項と考える）。

・小規模再エネの買手が一時的に見つからない場合の特別な措置について検討すべきである。 少なくとも制度変更により小規模再エネ発電事業者に生じうる影響を軽減するセーフティネットとして、一定の期間、かかる対応を行う可能性について検討すべきである。

(2) (b) インバランス

・事務局案（スライド 19 以下）にあるように、FIP 認定事業者がインバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせること、アグリゲータなどの事業環境整備に加えて、経過措置としての負担軽減の仕組みが必要である。スライド 20 にあるように、諸外国の事例も含めて制度を検討すべきである。

¹ JEPX での取引にあたっては、会員となることが必要で、取引会員規程では、資産上の要件として、原則として、純資産額が 1,000 万円以上であることを定めている。加えて、費用として、入会金（10 万円）、信託金（100 万円）、年会費（50 万円）が必要と聞いている。

・なお、再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会でも検討してきたように、インバランスコストを全体として最小化する観点から、FIP 認定事業者だけにインバランスの調整を行わせるだけでなく、実需給断面に予測を近づける、天候予測の精緻化など、送配電事業者の役割を含め、全体としてインバランスコストの最小化を可能にする制度のあり方を引き続き検討することが必要である。

(3) (c) 環境価値

・環境価値を FIP 認定事業者に帰属させ、非化石証書を相対取引またはオークションで自ら販売できる（販売することが義務ではない）仕組みなどを検討することについて賛成する。その際、下記 (4) に記載のように、既認定の FIT 案件を FIP に移行を促すインセンティブを与える仕組みとして設計する可能性も検討してはどうか

(4) (a) ~ (c) 共通して関わる点

・再エネ導入量からすると、既認定の FIT 案件の発電量が大きな割合を占める。これが市場、インバランス等に与える影響が大きいことから、既認定の FIT 案件が市場統合の方向に誘導されるような仕掛けを検討することが必要ではないか。例えば、既認定 FIT の発電事業者が、市場直売を行うことを選択できる制度とし、その場合には、インバランスリスクコスト負担分を上乗せするなど一定のインセンティブを与えることでそちらに誘導するなどの仕掛けを検討してはどうか。

(5) FIP 制度の詳細設計

・前回小委員会での委員の意見（スライド 21）をふまえて、事務局案（スライド 29）で提案されているように、「基準価格（FIP 価格）の決め方（上限価格や募集量等の入札の条件等）や、参照価格の決め方（参照する期間や時期等）は、制度開始後も調達価格算定委が電源の実態や入札結果等も踏まえながら、ファインチューニングしていける柔軟な制度とする」ことを強くお願いしたい。この間の調達価格の算定、入札の条件などの設定にあたっては、制度を運用しながら、実態・実績に基づいてチューニングをし、コストの低減を図りながら、再エネが着実に導入する方向性を探ってきた。FIP は、これまでの FIT に、価格に影響を与える新たな要因を加えることから、FIT での経験をふまえつつも、制度を運用しながらチューニングできる余地を持つものであることが必要だと考える。

・スライド 25 にある、基準価格が参照価格を下回った場合、更にネガティブ・プレミアムとすることについて、（検討に反対するものではないが）拙速な導入には慎重であるべきである。ネガティブ・プレミアムとすることは、事業者にとっては新たな投資リスクが加わることとなり、再エネのコストをむしろ引き上げる要因にもなりうる。少なくとも FIP の運用実績を一定積んだ上で、その導入の必要性、可否などについて検討すべきである。

以上